

益子町立益子小学校 「いじめ防止基本方針」

全ての教職員が、下記のいじめ防止に関する基本的な考え方を踏まえ、児童の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織を挙げて取り組みます。

また、本基本方針には、「益子小学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を策定し、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

* 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

* 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(2) いじめ防止対策基本理念及び理解

ア 全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行います。

イ 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるように努めます。

ウ いじめられた児童生徒の生命・心身を保護することを重視しながら、保護者、行政、地域社会と一体となって、いじめ防止に取り組みます。

エ 「いじめは決して許されない行為である。」しかし、「いじめはどの子にも、どの学校にも起こりうる。」という認識をもって取り組みます。

オ 学校は、「いじめはいかなる理由があっても決して許されない」ことを道徳教育、人権教育、児童指導、学級活動、また各教科等のあらゆる活動を通して指導します。

2 組織的な対応に向けて

(1) 児童支援チーム対策委員会を組織し、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともにいじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

(2) いじめをはじめとする児童指導上の諸問題に関する校内研修や情報交換を定期的の実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

3 いじめの未然防止に向けて

- (1) 児童一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「学業指導」の充実に取り組みます。
- (2) 児童一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身に付けさせることを通して、いじめの問題を自分自身の問題として強く認識させ、「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成することで、自ら解決を図れるよう、計画的な指導を実践します。
- (3) 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払うよう努めます。

4 いじめの早期発見に向けて

- (1) いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい状況で行われるということを、教職員一人一人が強く認識します。
- (2) 児童の声に耳を傾け、児童の行動を注視し、児童の些細な変化を見逃さないように努めます。
- (3) いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- (4) 日頃から児童との信頼関係を深め、児童がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- (5) 日頃からの保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- (6) 児童、保護者からのいじめの相談・通報の窓口を明確にします。
※本校ホームページでは、相談窓口は教頭になっています。

5 いじめの早期解決に向けて

- (1) いじめられている児童を徹底的に守ります。
- (2) いじめられている児童や保護者の立場に立って対応します。
- (3) いじめに疑いがあることを認識した場合には、組織的かつ継続的に対応します。
- (4) いじめている児童には、行為かつ善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、再度いじめることのないよう、学校組織としてしっかり指導します。
- (5) いじめられている側、いじめている側の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が協力していじめ解決に取り組めるようにします。
- (6) いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- (7) 解決した後も、いじめられた児童、いじめた児童の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。

6 重大事態の対応に向けて

- (1) 重大事態が発生した場合には、地方公共団体の教育委員会を通じて、地方公共団体の長に報告します。
- (2) 重大事態が発生した場合には、本校の「児童支援チーム対策委員会」は、益子町教育委員会と連携しながら学校組織を挙げて対応します。
- (3) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、真岡警察署と連携して対処します。
- (4) 当該児童及びその保護者の意向を配慮した上で、全ての保護者に説明するとともに解決に向け協力を依頼します。

7 対応の流れ

